

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 28 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について（依頼）

日頃より、障害福祉保健行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供及びマイナポータルを試行運用を開始しています。

この運用にあたり、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。）に係る基本的な対応等について、内閣官房番号制度推進室及び総務省大臣官房個人番号企画室より、別紙のとおり周知依頼がまいりました。貴課（部）におかれては、当該内容について承知いただくとともに、別紙の不開示措置が確実に実施されるよう、相談窓口での対応の徹底をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市区町村に周知いただくようお願いいたします。